

タイにおける意匠出願の補正【その1】

Domnern Somgiat & Boonma Law Office Natthaphon Phonphong



Domnern Somgiat & Boonma 事務所は1947年に設立されたバンコクにある知的財産権に特化した事務所です。6名のパートナー弁護士を含む総勢133名の常勤者と76名の非常勤者が所属している大手事務所です。Phonphong氏は元意匠審査官であり、意匠担当として2012年より同事務所に在籍。

タイ特許法第65条にて準用する特許法第20条により、出願人による審査中の意匠出願への自発補正は、意匠局に最初に出願した意匠の保護範囲を拡大しない限り可能である。審査中に審査官は、タイ特許法の第65条にて準用する第27条に基づく審査官通知を発行して、意匠出願の補正を出願人に要求することができる。タイにおける意匠出願の補正について、全2回のシリーズで紹介する。

■名称、分類、明細書および図面の補正

タイの意匠実務では、出願後、審査官はまず予備審査を開始する。すべての形式要件を満たしたと判断された場合、その出願は、意匠局から発行される官報によって公開される。公開された意匠出願は異議申立の対象となる。公開日から90日以内に異議が申し立てられなかった場合、審査官は、自動的に実体審査を実施する。出願人が実体審査の請求を申請する必要はない。

実体審査を実施する際に審査官は、タイにおいて公開された意匠出願を収録した意匠局データベースの情報に基づき独自の調査を実施する。さらにインターネットを通じて、外国の特許庁によって公開された公開意匠出願および意匠登録の調査も実施する。

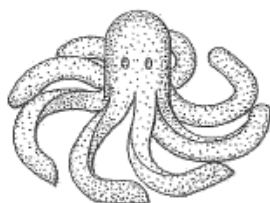
意匠審査中に可能な補正としては、その補正が出願時の意匠の範囲を拡大しないことを条件として、出願人による自発補正か、または審査官通知に応答する補正のいずれかである。後者の場合には、審査官通知受領日から90日以内

に補正を提出しなければならない。登録前であればいつでも補正することができる。登録後に自発補正を行うことは認められない。

審査官は、以下の審査指針に従って審査を行う。

・意匠に係る物品の名称

物品の名称は、物品の機能的有用性と図面に基づいて特定しなければならない。物品の名称は、優位性、特徴、材料または商品名を特定するものであってはならない。例えば、以下のように、タコの形をした菓子の物品名称は「菓子」、馬の形をした玩具の物品名称は「玩具」と記載する。



名称: 菓子



名称: 玩具

意匠に係る物品の名称は図面に示された物品と一致していなければならない。現地事務所の経験上、名称補正の要件は、審査を担当する審査官によって異なることがある。物品の名称は、優位性、特徴、材料または商品名を特定するものであってはならない。物品の名称は、その意匠が使用されることを意図する物品がどのような目的のものであるかを示し、それによって審査官が国際意匠（ロカルノ）分類に基づいてその意匠を分類できるようにすべきである。国際意匠（ロカルノ）分類に基づいてその意匠を分類するべく、その意匠の目的または機能が明確でなければならない。「名称」が明確であり、「名称」自体によって一般的に理解可能なものであるならば、「意匠の説明」の記載は不要である。

・分類

効率的に先行技術調査を実施するため、物品は、審査官によって、その性質に応じて物品グループに分類される。このように分類された物品グループが、意匠局の意匠データベースに入力され、先行技術調査に利用される。

物品の分類体系は、WIPO によって定められる「ロカルノ意匠分類」であり、国際的な体系である。出願人は、物品の分類を指定する必要はない。分類は、方式審査中に審査官によって定められる。

・意匠明細書

タイの意匠実務では、すべての出願に「意匠明細書」が求められるわけではない。図面によってその意匠の用途または機能が理解することができない場合のみ、審査官は出願人に対して、物品の機能または用途を説明する意匠明細書の提出を要求する。明細書の提出を要求する審査官もいれば、要求しない審査官もいる。これは審査を担当する各審査官の見解次第である。

・意匠図面

タイ特許法第 60 条により、1つの出願に複数意匠を含めることは認められない。すなわち、複数の意匠の実施例を含む1つの意匠出願を行うことはできない。各実施例は、個別の意匠出願としてそれぞれ出願することが求められ、個別の意匠とみなされる。したがって、1つの意匠出願は、1つの意匠のみから構成される。

タイの意匠実務では、願書とともに提出する図面は7図必要である。すなわち、正面図、背面図、平面図、底面図、左側面図、右側面図および斜視図である。また意匠の物品の図面または写真のいずれかを提出することができる。審査官の多くは、意匠の物品の詳細が明確に示される線図を好む。写真が受け入れられるのは、それが意匠の物品の形状と構成を明確に示している場合である。

タイにおける意匠出願の補正の「審査官の拒絶理由通知例」について、【その2】で解説する。

[【その2】へ続く](#)

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)